

知っトク社会保険（3） 「健康保険①～医療機関に受診したとき」

登場人物

隊おじさん 自衛隊を退官後、社会保険労務士として個人事務所を開業している。
友子 社会のことに興味を持ち始めた中学2年生。隊おじさんは叔父にあたる。

夏真っ盛り、歯医者に行った友子ちゃん。その帰り、「どこか涼しいところはないかしら？」と思ったところ、ちょうど近くに隊おじさんの事務所があったので寄っていくことにしました。

友子 隊おじさーん、今日も暑いね。

隊おじさん 友子ちゃん、今日はどうしたの？

友子 歯医者さんの帰り。暑いから隊おじさんのところに寄らせてもらったの。

隊おじさん じゃあ麦茶でも飲んでいきな。

友子 ありがとう。ところで、隊おじさん、どうして病院にかかるときに毎月保険証（マイナ保険証の場合はマイナンバーカード）が必要ななの？

隊おじさん 法令により医療機関は患者から治療など受けることを求められた際には、療養の給付を受ける資格があることを確認しなければならないんだ。

友子 療養の給付？

隊おじさん 健康保険で治療を受けることを療養の給付というんだ。日本ではすべての国民が公的な医療保険に加入して、被保険者（国民）と保険者（会社や地方自治体など）が保険料を出し合っているから、一部自己負担として医療機関の窓口で支払うことで、治療を受けることができるんだ。

友子 Q：自己負担は年齢によって違うの？

隊おじさん A：・75歳以上は、原則1割（ただし、現役並み所得者は3割、現役並み所得者以外の一定の人は2割）

・70歳から74歳までは、原則2割（ただし、現役並み所得者は3割）

・70歳未満は、原則3割

・6歳（義務教育就学前）未満は、原則2割（ただし、厚生労働省によると小学生まではほぼ100%、中学生までも96%以上の市町村で、全額または一部の軽減給付を実施）

となっているよ。

友子 Q：保険証を提示しないと全額負担するの？

隊おじさん A：やむを得ない事情や治療のために装具が必要になったときなどは、か

かった費用の全額を一時立替払いし、あとで請求して療養費（被扶養者の場合は家族療養費）として、自己負担相当額を差し引いて払い戻しを受けることができるんだ。

また、海外渡航中の急病やケガにより、やむを得ず現地の医療機関で治療を受けたときなども申請することができるよ。

友子 Q：入院した時など医療費が多くかかるときはどうなるの？

隊おじさん A：「高額療養費」という制度があって、自己負担額が同じ月で一定の上限額を超えた場合、その超えた額が健康保険から支給されるんだ。ただし、入院時の食費負担や差額ベッド代等は含まないけどね。また、上限額は70歳以上か未満かで異なるし、所得によっても異なる。受診した医療機関ごとに計算し、同じ医療機関であっても、入院、外来、歯科にわけて計算するんだよ。

しかし、世帯で複数の人が同じ月に病気やけがをして受診した場合など世帯で合算することができて、その合算した額が上限額を超えた場合は、超えた額が払い戻されるんだ。

また、高額療養費として払い戻しを受けた月数が1年間（直近12ヵ月間）で3月以上あったときは、4月目から上限額が引き下げられる仕組みもあるんだ。

友子 Q：「高額療養費」は上限額を超えた後でないと払い戻し申請できないの？

隊おじさん A：「限度額適用認定」という制度があって、予め支払いを負担の上限額までにすることもできるんだ。マイナ保険証の場合は医療機関等の窓口でマイナ保険証を提示し、「限度額情報の表示」に同意すれば良いよ。

友子 自己負担を抑えて治療できる健康保険制度って大事なんだね。

隊おじさん でも、健康保険は病気やケガの時の治療に使うだけじゃないんだ。

友子 どういうこと？

隊おじさん 次回は健康保険のその他の給付について紹介するね。

NPO法人 いきいきライフ相談センター
お問い合わせは丸岡（会員）が承ります。
Mail nmaruoka@jcom.home.ne.jp

筆者

氏名：丸岡 伸章（いきいきライフ相談センター・社会保険労務士）